

要 望 書

平成25年1月24日

福島県商工会連合会会長 轡田倉治

平素は、福島県内中小・小規模事業者に対する御支援並びに本会さらには各商工会の事業推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災の影響、産業の空洞化、税や社会保障負担の増大など、県内中小・小規模事業者の経営環境の悪化はより一層深刻さを増し、長期にわたる景気低迷の中、これまで経験したことのない厳しいものとなっております。

震災と原子力発電所事故から間もなく2年になりますが、未だ多くの県民が県内外での厳しい避難生活を余儀なくされ、放射能への警戒心から福島県の観光地を訪れる観光客は激減し、風評被害の影響は未だ深刻であります。新年を迎えても、風評が固定化している状態は変わらず、あらゆる産業に多大な打撃を与え続けております。一刻も早い原発事故の完全収束と大規模かつ効果的な災害廃棄物の処理と迅速な除染の実施を強く望むところであります。

また、商工会地域においては、過疎化や高齢化が加速し、もはや地域コミュニティの維持すら困難な状況にあり、県内産業に活力を取り戻し、地域のコミュニティ機能を再生し、もって雇用や地域の暮らしに安定をもたらすことが最重要課題であります。

さらに、原子力損害賠償においては、個々の事業者の立場に立って賠償請求等に関わる支援体制をこれまで以上に強化する必要があります。警戒区域等の区域見直しが進み、計画的な除染や生活インフラの復旧・整備等、住民の帰還、地域の再興に向けた取り組みが始まっております。こうした状況の中、依然として、地域に帰還できない事業者も多く、これら事業者が他の地域で業種転換を含めた事業再開が図れるよう早急に効果的な支援策が望まれます。

ついては、新政権に大きな期待を寄せて、下記の要望事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 東日本大震災からの復興と福島再生のさらなる加速及び原子力損害賠償に対する支援について

1. 復興・再生に向けた原子力損害賠償に対する支援について

原子力災害により、多くの県民が長期に渡る避難生活を強いられ、将来への大きな不安を抱え、日々厳しい生活を強いられている。またその被害は県内全域、全県民に及んでいる。

については、事業者の被害の実態を十分に踏まえ生活や事業の再建を果たすことができる賠償が迅速かつ円滑に進められるとともに、復興・再生に関する各般の賠償が切れ目のなく継続されるよう支援を要望する。

2. 被災地域等の再生と事業化支援について

(1) 原発事故の影響による風評被害払拭等のための事業予算の確保

工業製品・加工食品等に対する取引企業、消費者の不安を払拭するための、正しい情報の発信と安心安全のPR等への支援強化を図り、風評被害払拭のための各種支援施策、事業活動に対する財政支援について要望する。

さらには、風評被害により教育旅行者等が激減している会津方部の観光産業を支援するためのイメージアップ支援事業への取り組み等についての財源措置を要望する。

(2) ふくしまの再生について

震災及び原発事故の影響により壊滅的な被害を受けた地域においては、抜本的なまちづくりが必要となっている。

国において、各地の実情に応じた、土地権利関係の整理やインフラの整備等を通じて、被災地域の商工業及びコミュニティの再生・発展を図るために必要な施策を講じるよう要望する。

(3) 震災関連融資制度の拡充

東日本大震災により被災した多くの企業の復興は、いまだ緒についたばかりであり、復興に向けた動きは今後本格化していくことから、現行の震災関連融資制度について、取扱いの延長及び対象者の弾力化など更なる制度充実を要望する。

(4) 避難解除等区域における税制上の優遇措置について

県全域にわたる既存産業の県外流出防止に向けた支援等を行うことに加え、双葉郡など避難解除等区域については、原子力発電所事故による被害が特に甚大であり、住民のふるさと帰還や企業の事業再開などに向けて、現行の特措法の措置を上回る特に強力なインセンティブが必要となるため、独自の大胆な税制上の優遇措置を早急に講じること。

- (5) 震災及び原発事故の影響により事業継続できなくなった小規模企業等の早期自立化並びに業種転換を促すため、被災地域内においてソーシャルビジネスを通じた新規開業を行おうとする人材を育成するための講座を開講し、ビジネスノウハウを伝授する事業の創設を要望する。

Ⅱ. 地方の活力を再生させる大型の景気対策の実行について

本格的で地方まで実感できる景気回復の実現とデフレからの脱却を図るため、成長と競争力強化を重視した政策を早急に実現し大型の景気対策の断行を要望する。

Ⅲ. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充について

1. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充について

中小・小規模事業者の経営・金融支援はもとより、被災地の復興やまちづくり等で、地域に活力を取り戻すため最も身近な相談窓口である商工会に期待される役割は極めて重要になっている。

また、原発事故に伴う「避難指示等区域」の商工会においては、地区内商工業者数の大幅な減少が予想される一方で、再起を図る中小・小規模事業者も多く、原子力災害損害賠償の支援など、緊急な要請に応え直接企業を支援する態勢を強化する必要がある。

については、平成25年度予算編成にあたり小規模企業支援を行う商工会等への予算が、これまで以上に十分かつ確実に措置されるよう強く要望する。

2. 商工会館の復旧建設費補助の継続と拡充について

商工会等施設復旧事業について、平成25年度以降も継続して予算化を要望する。特に原発事故により現在臨時事務所を構えている避難指示区域等商工会

が警戒区域の見直しにより、商工会館の移転を余儀なくされることが想定されるため、十分な予算措置を講じるよう要望する。

3. 小規模企業向け小口資金融資制度の創設について

原発事故等による直接・間接の被害を受けた小規模事業者は厳しい経営を強いられ、事業継続が困難とならざるを得ない事業者が生じることが懸念される。地域コミュニティ維持など、地域経済の底辺を支えている小規模事業者の厳しい現状が継続すれば、地域の疲弊に加速がかかることが予想される。

については、小規模企業者に特化した、事業再開・継続等を目的とした、商工会等の推薦に基づく、長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設について要望する。

4. JR只見線の早期復旧運行について

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨災害は、奥会津地域に甚大な被害をもたらした。特に地域の基幹路線であるJR只見線は只見川氾濫による鉄橋の落橋、土砂崩れにより線路が崩壊し、未だに寸断された状態にある。地域住民は生活の交通基盤を失い、物流と事業活動に極めて深刻な影響を及ぼしている。については、只見川等河川の治水対策とJR只見線の早期復旧対応について要望する。

IV. 中小・小規模企業のための金融・税制対策等の実施

1. 中小企業金融円滑化法終了にともなうセーフティーネットの整備

中小・小規模事業者の約半数の企業が円滑化法を利用し、7割超の企業が円滑化法終了後の資金繰り悪化等を懸念しているとの結果が出ている。

商工会でも、巡回訪問による「資金繰り総点検運動」などきめ細やかな対策を講じているが、中小・小規模企業の厳しい資金繰りの実態に鑑み、同法終了後も事業継続に支障をきたすことのないよう、国において、引き続き金融機関に条件変更や新規融資に柔軟に対応するよう強力に指導するとともに、①既存のセーフティーネット関連融資の拡充（金利低減、返済期間長期化等）、②政策金融機関による返済負担軽減のための借替制度の創設、③条件変更債権買取スキームの創設など、セーフティーネット機能を強力かつ実効的に果たす施策を要望する。

2. 消費増税に対する対策の実施

(1) 消費税の複数税率・インボイスの導入には断固反対

複数税率とインボイスは、中小企業にさらに大幅で煩雑な事務負担増等を強いるものであり、導入されないよう要望する。逆進性対策が必要な場合は、共通番号を早期に導入し、きめ細かな給付支援を行うこと。

(2) 抜本的な価格転嫁対策の実施

消費税引き上げには、本格的で地方まで実感できる景気回復の実現が必須であるが、その場合にも、売上規模が小さな事業者ほど消費税分を価格転嫁できない実態を踏まえ、本来、中小・小規模事業者のために設けられ、かつ、逆進性対策にも役立つ免税点制度を、現在の1千万円から消費税創設時の3千万円まで戻し、簡易課税の適用範囲についても現行の5千万円から大幅に引き上げるよう要望する。

加えて、消費税引き上げに伴う中小企業経営への影響を最小限に止める支援策として、商業・サービス業の設備投資減税の拡充、少額減価償却資産の固定資産税免除、延滞税率の引き下げ、申告期限延長等の柔軟な納税環境整備、公的融資の拡充を要望する。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413

